



「自社らしさ、地場らしさ」を発揮できる事業戦略を探る…とのタイトルで、県主催の新分野進出セミナーが建設業者を対象に11/6開催されます。もう3回目です。県の熱意が感じられます、来年度の入札資格審査の新評価項目にも入っています。それは最近3年間に①建設業以外の分野(風俗営業以外)に進出し、500万円以上の支出②「経営革新計画」の承認③県の「第二創業

「建退共(建設業退職金共済)を活用した退職一時金制度は、労働福祉の状況の審査項目にある建退共制度加入とダブルなので認められない…」と経審実調の際に、県の調査員が突如如言いました。「今年度の実調も半分は終わってい

るのに、急に基準が変わると認められている業者と不公平になるのでは…?」と立ち会った当事務所職員が抗弁した結果、調査員は県に持ち帰って後日回答する事に…。その後、当方から「以前、県

計画」の承認…等ですが、一方で新規学卒者を卒後1ヵ月以内に建設業従事者として採用し継続雇用している場合も主観点で評価する、という新項目も…。異業種転換を指導するが建設業での雇用も増やせ!…とは難題です。問題は何点加点され、格付基準がどう変わる

のかですが、県の説明会でも説明はありませんでした。株安・円高と財政難で中小企業の経営環境は厳しさを増すばかり。予算配分や業者指導では地場企業への一層の気配りを県に求めます。



退職一時金はどうなる?  
と建退共…

が当時の建設省と協議してこの取扱いを認めるようになつた」経緯を説明する中で、県は「本年度は認める。今後の事はよく検討したい」との返答をしてきました。この退職一時金が認められ

ないと、経審のP点で22~23点減点され、土木・建築・電気・管・舗装の格付けがある業種にとっては、大きな影響が…。低額でも自社独自の制度に変更し、労基署への届出を早めにしておく事をお勧めします。

